3　申立てを受けた締約国は、裁定を実施できないと認める場合には、裁定が下された日の後二十日以内に申立てを行った締約国に通報した上で、相互に満足すべき代償について合意するため、協議を開始する。その通報の日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4　申立てを受けた締約国が2の規定に従って裁定を実施するための方法及び期間を通報しない場合又は申立てを受けた締約国が2の規定に従って特定された期間内に裁定を実施していないと申立てを行った締約国が認める場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5　3又は4に規定する通報は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止が開始される時及びこの協定に基づくいかなる譲許その他の義務の適用が停止されるかを示すものとする。当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該通報の日の後三十日が経過した後に行うこと。

(b)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(c)　裁定が実施されない程度に相当する利益に限定されること。

(d)　この協定の規定の違反又はこの協定に基づく利益の無効化若しくは侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について5に規定する条件が満たされていないと認める場合には、3又は4の規定による通報が受領された日の後十日以内に、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この6の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。仲裁裁判所は、当該問題が付託された日の後十五日以内に判断を下す。この協定に基づく譲許その他の義務の適用については、仲裁裁判所が当該判断を下すまでは、停止してはならない。

7　3又は4の規定による通報の後に行われるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止については、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されなければならない。

8　締約国は、仲裁裁判所に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の停止の後にとられた措置であって、裁定を実施するためのものが当該裁定に従っているかについて、及びその判断に照らして当該譲許その他の義務の停止が終了され、又は修正されるべきかについて、判断を下すよう要請することができる。仲裁裁判所は、その要請があった日の後十五日以内に判断を下す。

9　この条の規定による仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。当該仲裁人のいずれかがこの条の規定による仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当該仲裁人は、第百四十一条4から6までの規定に従って任命される仲裁人と交代する。

第百四十六条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第百四十七条　その他の規定

この章に規定するいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる。

第十五章　協定の運営

第百四十八条　合同委員会

1　両締約国は、ここに両締約国の上級職員を共同議長とする合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び特別作業部会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(e)　第二十四条及び附属書二の第二十八条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則を採択すること。

(f)　必要に応じて、(e)に規定する運用上の手続規則の見直し及び改正を行うこと。

(g)　この協定の運用に必要な決定を採択すること。

(h)　両締約国が合意するその他の任務及びこの協定に規定するその他の任務を遂行すること。

3　合同委員会は、小委員会又は特別作業部会を設置し、自己の任務の遂行を補助させることができる。小委員会又は特別作業部会の権限は、この協定に特段の規定がある場合を除くほか、合同委員会が定める。

4　合同委員会は、その手続規則を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する場所において、原則として二年ごとに会合する。一方の締約国は、緊急の場合には、合同委員会の特別会合の開催を他方の締約国に対し書面により要請することができる。そのような要請があった場合には、両締約国は、三十日以内に当該特別会合を開催するようすべての努力を払う。1の規定にかかわらず、合同委員会の特別会合は、適切ないかなる地位の者でも開催することができる。

第百四十九条　両締約国間の連絡

1　各締約国は、この協定に関連するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、この協定の効力発生の日に、連絡部局を指定する。

2　1に規定する連絡については、英語で行う。

第十六章　最終規定

第百五十条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百五十一条　附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百五十二条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、次に掲げる分野についての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書一の規定に従って他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書一の付録一の別添一1に規定するナチュラルチーズの表（ただし、同別添一3の規定による協議の結果として行われる改正又は同別添一4の規定に従って行われる改正に限る。）

(c)　附属書二の付録一から付録三まで

(d)　附属書三の付録二

(e)　附属書十